

〔孝義錄武藏〕貞節者そめ

江戸小石川傳通院の前白壁町といふ所に、假家してすめる孫七といふものあり、大工の業をなしてありしが、四年前より微瘡をやみて、耳遠く足さへかなはず、家の業もなりがたく、貧しくのみなりゆけるを、その妻そめといへるもの、心まめやかに正しく、朝とく起て食をと、のへ、佛にそなふる檜の葉と抹香とをうり、よなくのりすり置て、あくる日人の衣のあらひはりする家にもて行、かすかなるすぎはひなれど、程にすぎたる利をむさばらず、略中夫の病愈すべきため、上野の國草津の湯にまかるべき路用もいとなみいで、去々年の比、湯治させ、長き病のいとひなく、朝夕に貞節を盡し、月々に家かりたる賃錢と、こほりなくおさめけり、かゝる奇特のふるまひども、おほやけに聞えしかば、寛政八年五月、町奉行小田切土佐守より、私に褒美して錢多くとらせけり、

〔續近世叢語七賢〕佐與者、常之茨城郡蘆沼村民、伊平太之妻也、伊平太家貧、患濕瘡、踰年不瘳、臥起須

人、佐與垢面蓬頭、承便溺、察痛癢、節時其藥餌、未嘗一日怠焉、家益困、后、佐與當冬月、鶉衣無裏、肘露脛、暴時年三十六、有二子、長甫七歲、幼尙在襁褓、伊平太一日謂佐與曰、自度死在旦夕、汝與隨我俱死、不若改適、佗二稚兒、依汝而幸得存、則我受賜而死、佐與泣然泣曰、寧窮而死、妾不敢改其節也、與之巖城有溫泉焉、伊平太聞患諸瘡者一浴有効、佐與乃勸往、於是乞里人造一草車、狀如椅子、大僅容身、下施小輪四、使伊平太隱几而坐、已抱負二稚、輓之巖城、距茨城郡甚遠矣、胼胝碎破、血流被踝、几至嶮峻難進處、則哀號、顧天、乞助於里胥、村老、或道路有憐而助輓者、經十有七日、而得至溫泉、留浴十餘日、瘡稍有瘳矣、事聞水戶府、府嘉佐與貞節、乃免其租稅及丁徭、

貞例

〔古事記〕爾其後、大國主神妻取大御酒、坏立依指舉而歌曰、夜知富許能、加微能美許登、夜阿賀淤、富久邇、奴斯許曾波、遠邇伊麻世婆、宇知微流、斯麻能佐岐邪岐、加岐微流、伊蘇能佐岐淤、知受和加久